

三戸地区環境整備事務組合告示第10号

次のとおり条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年4月28日

三戸地区環境整備事務組合
管理者 工藤 祐直

記

1. 競争入札に付する事項

No.	工事番号／番号	工事名／件名
1	三環衛工 第8 - 01号	前処理機修繕工事

※各案件の詳細については別紙のとおり

1. 競争入札に付する事項

- (1) 番号 三環衛工 第8 - 01号
- (2) 件名 前処理機修繕工事
- (3) 場所 青森県三戸郡南部町大字相内字屋敷久保121-8
- (4) 工種 機械器具設置
- (5) 工期 契約締結日の翌日から令和8年12月18日まで
- (6) 工事概要 三戸地区衛生センターに設置してある前処理設備機器の部品交換・調整する工事
詳細については、別紙仕様書のとおり
- (7) 予定価格 17,861,800円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- (8) 最低制限価格 設定しない

2. 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たし、あらかじめ管理者の審査を受け入札参加資格を有すると認められた者であること。

○基本要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 建設工事の場合にあつては、当該工事に対応する工種について建設業法（昭和24年法律第100号。）第3条の規定に基づく建設業の許可を受けていること。
- (3) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受け、有効期限を経過していないこと。
- (4) 三戸地区環境整備事務組合請負工事等の競争入札等参加資格者の資格に関する要領（平成18年6月訓令第2号）第2条及び第3条の規定に基づき、建設工事において令和8年度・令和9年度競争入札参加資格申請を行い、資格の認定をされていること。
- (5) 三戸地区環境整備事務組合財務規則（平成19年11月組合規則第8号）第69条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定後、建設業法の規定による経営事項審査の再認定を受けている場合を除く。
- (7) 三戸地区環境整備事務組合条件付一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの間に、三戸地区環境整備事務組合建設業者等指名停止要領（平成18年6月訓令第6号）、青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (8) 日本国内において地方公共団体が設置した廃棄物処理施設で前処理設備機器の工事を元請として受注し、完了又は履行中の実績を有すること。

○地域要件

国内に本店（社）を有する単体企業

○登録工種等

令和8年度・令和9年度競争入札参加資格者参加資格申請書提出時又は最新の経営規模等評価結果報告書・総合評定値通知書の機械器具設置工事の総合評定値があること。

○配置技術者

(1) 建設業法第26条に定める主任技術者又は監理技術者を配置できること。

配置する技術者は、配置予定技術者調書の提出日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

(2) 現場代理人の他工事との兼務は可とする。

3. 参加申請

入札参加希望者は、あらかじめ「2. 入札参加資格」に定める資格を有することについて、次に従い、申請書により、審査を受けなければならない。

(1) 提出期限 令和8年5月15日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(2) 提出場所 三戸地区環境整備事務組合

三戸地区クリーンセンター

〒039 - 0122 青森県三戸郡三戸町大字斗内字上高間館23

(3) 提出書類

① 三戸地区環境整備事務組合条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

② 配置予定技術者調書（様式第2号）

③ 施工実績調書（様式第3号）※受注実績を証明する契約書の写しを添付

④ 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

(4) 提出方法 持参又は郵送のいずれか

郵送の場合、令和8年5月15日（金）必着とする。また、当組合で受領完了後、受領が完了した旨をFAXにて送信する。

(5) 審査結果 令和8年5月18日（月）午後5時までに申請者に対して、書面（郵送若しくはFAX）により通知する。

(6) 不服申立 資格を認められなかった者は、三戸地区環境整備事務組合条件付一般競争入札参加資格審査結果不服申立書（様式第5号）により令和8年5月20日（水）正午までに持参又はFAXにより申立をすることができる。不服申立による回答は、令和8年5月22日（金）正午までにFAXにより行う。

4. 設計図書等の縦覧（設計図、特記仕様書等）

(1) 期間 令和8年4月30日（木）から令和8年5月22日（金）まで
（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(2) 縦覧場所 三戸地区環境整備事務組合ホームページに記載

(<http://www.sannohekankyou.jp>)

(3) 現地確認 対応可

5. 質問書の提出

質疑事項については、質疑回答書（様式第6号）を持参又はFAXで提出すること。
なお、質疑がない場合でも送信すること。

- (1) 提出場所 三戸地区環境整備事務組合
三戸地区クリーンセンター（FAX 0179-25-2654）
- (2) 受付期間 令和8年4月30日（木）から令和8年5月18日（月）正午まで
- (3) 質疑について、令和8年5月20日（水）までに入札参加者全員にFAXにて回答する。

6. 入札執行日時等

- (1) 入札日時 令和8年5月25日（月） 午前11時00分から
- (2) 入札場所 南部町保健福祉センターぼたんの里 2F会議室
- (3) 入札回数 1回
- (4) 入札受付

入札に先立ち、入札会場にて書類の審査及び提出を済ませること。

受付時間内に提出を済ませられない場合は、入札に参加することができない。

- ① 受付時間 午前10時20分から午前10時50分まで

② 提出書類

- ・三戸地区環境整備事務組合条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第4号）
- ・誓約書
- ・入札者が代理であるときは、その代理権を有することを証明するに足りる書面を提出
- ・工事費内訳書

※様式第4号のみ確認後、返却いたします。

- (5) 入札保証金 免除する
- (6) その他

① 工事費及び工事費内訳書について

入札参加者は、入札書の提出に際し、入札金額の根拠となった工事費内訳書（以下「内訳書」という。）を提出すること。なお、内訳書の様式は、当組合の様式を使用すること。

- ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札書の余白に備考として次のように記載すること。

「備考 入札額はこの入札書に記載した当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）である。」

③ 入札辞退について

入札参加手続き後に入札を辞退する場合は、持参又は郵送のいずれかの方法で入札辞

退届を三戸地区クリーンセンターに提出すること。※郵送の場合、入札日の前日までの必着とする。

7. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者の行った入札
- (2) 入札の心得及び入札に関する条例等に違反した入札
- (3) 入札参加資格が確認された者であって、確認の後、入札時点までに指名停止を受けた者の行った入札
- (4) 虚偽の申請を行った者の行った入札
- (5) 条件付一般競争入札に参加させることが、著しく不当となった者の入札
- (6) 内訳書の合計金額に違算がある又は入札書の金額と一致しない者の入札
- (7) 入札書又は内訳書若しくは封筒に記入もれ、押印もれがある者の入札
- (8) 事前公表した予定価格（税抜き）を超える金額の入札

8. 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で、入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、最低入札価格者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

9. 契約締結について

- (1) 契約保証金

契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付し、又は当該契約保証金の納付に代わる担保を提供すること。但し、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

- ① 保険会社との間に組合を被保険者とする履行保険契約を締結したとき。
 - ② 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (2) 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。

10. その他

- (1) 三戸地区環境整備事務組合財務規則に定める入札者心得を遵守すること。
- (2) 申請書の内容について、別途意見を聴取することがある。
- (3) 提出した申請書及び関係書類の虚偽の記載及び差し替えは、原則として認めない。
- (4) 提出された申請書及び関係書類は、返却しない。
- (5) 様式については組合で定める様式を使用する。

11. この公告に関する問い合わせ

- (1) 名称 三戸地区環境整備事務組合
三戸地区クリーンセンター
- (2) 住所 〒039 - 0122 青森県三戸郡三戸町大字斗内字上高間館23
電話番号 0179 - 25-2113 FAX番号 0179 - 25-2654